

2024年5月20日

各 位

会 社 名 野村マイクロ・サイエンス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 内 田 誠
(コード番号: 6254)
問 合 せ 先 取締役執行役員管理本部長 西 村 司 朗
(TEL 046-228-5195)

譲渡制限付株式報酬制度導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の監査等委員である取締役を対象とする「譲渡制限付株式報酬制度」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度導入に関する議案を2024年6月25日開催予定の当社第55回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

当社は、2019年6月20日開催の当社第50回定時株主総会において、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブ付与及び取締役と株主の皆様との一層の価値共有を目的として、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しておりますが、この度、更に当社グループの企業価値の毀損防止及び信用維持を目的とするとともに、取締役と株主の皆様とのより一層の価値共有を図るため、当社監査等委員である取締役（以下、「対象取締役」といいます。）を対象とする新たな報酬制度として本制度を導入するものであります。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2023年6月22日開催の当社第54回定時株主総会において、対象取締役の報酬額は年額50,000千円以内としてご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の対象取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額10,000千円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、原則として毎事業年度、対象取締役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものです。

なお、譲渡制限付株式1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式の割り当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定するものといたします。

本制度の基づき、対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の総数は年 3,000 株以内といたします。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものといたします。

当社は、本制度に基づく当社普通株式の割り当てに当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役は本割当契約により割り当てられた株式（以下、「本割当株式」といいます。）を本割当契約で定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）中は、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分（以下、「譲渡等」といいます。）を行うことができないものといたします。

なお、本割当株式は、対象取締役が譲渡制限期間中に譲渡等を行うことができないよう、譲渡制限期間中は対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理されるものといたします。

以上